

# 子ども放置禁止条例案撤回

## 埼玉の自民県議団、批判受け

埼玉県議会の自民党県議団は10日、9月議会に提出していた、子どもだけでの留守番などを放置による虐待と定める「虐待禁止条例」の改正案を取り下げると発表した。「放置」を見つけた場合の通報も義務化した

放置に当たるか

小学生以下だけで公園で遊ばせる	放置
小学生だけの集団登下校	放置
小学生以下だけで留守番させる	放置
小学生以下の子どもを室内に残して宅配便を受け取る	放置ではない

議会で質問などから作成。安全配慮義務を欠いた場合  
埼玉県条例改正案の内容

する内容で、他党派は「追い詰められる親が増える」と指摘。子育て世代からは「負担が大きくなる」と批判が殺到し、撤回に追い込まれた。

改正案は、保護者らが小学3年生以下を自宅などに放置することを禁じ、小4～6の児童に関しては放置

### 埼玉県条例改正案を巡る経過

10月4日	自民党県議団が条例改正案を県議会に提出
6日	県議会の福祉保健医療委員会で可決、13日の本会議採決へ
7日	さいたま市PTA協議会がホームページで反対意見を公表
10日	県議団が取り下げを表明

しないことを努力義務と規定。県議団は提案理由として、車や通園バスに放置された子どもが熱中症で死亡した事故を挙げ「放置は危険だ」と意識改革をする必要がある」としていた。

県議団の議会での説明などによると、子どもだけの留守番や公園での遊び、集団の登下校も「放置」に当たるとされていた。

県によると、10日午後2時の時点で条例について県庁に1007件の意見が寄せられ、うち1005件が反対の内容だった。改正案に異議を唱えるインターネット署名も8万件を超えていた。

県議団の田村琢実団長は

10日の記者会見で、改正案の内容に問題はなかったとし「説明が足りなかった。全て私の責任だ」と陳謝した。取り下げの理由について「国民・県民の皆さまに心配や不安が伝わったと猛省している。不安の払拭を第一に考えた」とした。

留守番や登下校での放置に関しては「通学時の防犯ブザー携帯など、安全配慮

義務がなされていない場合が当たる」と釈明。「(この点の)説明が不足していた」とし、今後は「ゼロベース」で検討するとした。

改正案は罰則を定めず、県が市町村と連携し、待機児童解消などの施策を講じるとする項目も盛り込んでいた。6日の県議会福祉保健医療委員会で賛成多数で可決され、13日の本会議で採決の予定だった。